

非営利・営利の判断基準について

● 非営利利用(一般利用)として取り扱うもの

主に自治体や非営利団体（社会的活動から生まれた収益をその構成員に分配しない団体）及び地域サークル、個人（確定申告を行う必要がない）が行う活動で下記商業宣伝営利利用にあたらないと判断される活動を対象とします。保険代などの実費の費用負担（数百円程度）を認める場合があります。

- 1) 市、県、国など行政が行う事業。
- 2) 地域活動団体（自治会や任意活動団体）の活動、催事。
- 3) 非営利団体の活動、無料催事。
- 3) 教育機関の学校説明会、入学式、卒業式ほか式典、発表会。
- 4) 営利団体の地域貢献を目的とした無料催事。
- 5) 市、県、国から委託を受けて非営利団体が行う無料催事。
- 6) そのほか非営利であると指定管理者が判断した催事。
- 7) 非営利団体や個人であっても、上記 1) ～6) に該当しないものは営利利用とする。

● 商業宣伝営利利用にあたると判断されるもの

原則上記の非営利利用として取り扱うもの以外は営利利用であると判断いたします。主に営利団体（会社、私塾、個人事業主も含む）が生業として行っている業務又はその準備行為が該当します。

- 1) 製品販売、宣伝を主たる目的とする催事
- 2) 営業活動、勧誘活動、販売促進、社業の一環としての研修会・勉強会
- 3) 会社説明会、採用試験、私塾の試験、テスト、資格試験
- 4) 事業や商品、利益、投資等のビジネスを目的とした説明会・勉強会
- 5) 販売や買取、契約を伴う催事（事前事後に金銭等の授受が発生する可能性のあるものも含む）。
- 6) 私塾や生業としている指導者が主催する講座や授業、レッスン（本番前のリハーサルや練習は除く）。
- 7) 個人の利用であっても支払い委任先が営利団体の場合。
- 8) そのほか営利を目的に行われていると指定管理者が判断した催事。